

わんぱく広場においでください

子ども同士やお母さん同士の交流を目的としています。育児に関する相談にも応じますので、ご利用ください。

【発育測定】

10月2日（木）、11月6日（木）

▽10時～12時▽所保健センター

【備考】▽母子手帳を持参してください。

【自由遊び・戸外活動・ハロウィン製作・図書館散歩・ハロウィン】

▽9時～12時▽所こどもプラザとよろこ

日程	内容	備考
10月7日（火）	自由遊び 戸外活動	・戸外で遊びます 持物：帽子・飲み物・上着
10月9日（木）	自由遊び ハロウィン製作	・自由遊びと親子でハロウィン製作を行います
10月14日（火）	自由遊び 戸外活動	・戸外で遊びます 持物：帽子・飲み物・上着
10月16日（木）	自由遊び	・こどもプラザ内で自由に遊びます
10月21日（火）	自由遊び 図書館散歩	・図書館まで行き、図書館司書の方に絵本の読み聞かせをしていただきます。 持物：帽子・飲み物

10月16日（木）～22日（水）は行政相談週間

役所の仕事について納得できないこと、ご意見・要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。

相談委員▽高倉明氏

（茂岩末広202番地6）

☎（574）2291

【定例相談所】

10月9日（木）13時30分～16時
所役場1階会議室※別室での個別相談も可能です。

【備考】釧路行政評価分室でも、相談を受けています。『行政苦情110番』

全国共通☎0570（09）0110

釧路弁護士会おなやみごと相談

弁護士が、町民の皆さんから無料で法律相談をお受けします。

11月11日（火）13時～16時

※事前予約が必要です（先着6名）

所役場1階会議室

相談内容▽金銭貸借、売掛金の回収、事故、離婚、相続など、法律相談全般。

※相談者は、相談内容に関する資料（契約書、登記簿の写し等）をご持参ください。

申10月1日（水）から、役場住民課生活環境係☎（574）2213で予約を受付けます。

申10月1日（水）から、役場住民課生活環境係☎（574）2213で予約を受付けます。

広報とよころ

役場だより
▽子育て▽生活・環境



生活・環境

くりりんセンター休館日のお知らせ

10月13日（月）は、くりりんセンター点検整備のため、休館日となります。ごみの持込みはできません。

問十勝圏複合事務組合くりりんセンター（帯広市西24条北4丁目1番地）☎0155（37）3550

消費者生活相談

架空請求や悪質な訪問販売、様々な立場を利用した振り込み詐欺などの相談にご利用ください。時間が経つと不利になることもありますので、「おかしいぞ？」と思ったら、ためらわずにご連絡ください。

10月28日（火）11時30分～14時30分

所役場1階会議室

相談員▽上村正子氏

問役場住民課生活環境係☎（574）2213

『とよころ消費生活塾』受講者募集

高額な振り込み詐欺や商品の不適切な表示など消費生活に関する様々な問題が発生する中、消費生活の分野に関して、必要な基礎知識や最新の情報をテーマとした講座を開催しますので、関心のある方は、お気軽に受講ください。

犬のフンは必ず持ち帰ってください！

犬のふん尿について苦情が寄せられています。

犬を散歩する時は、必ずリードを付け、飼い主の責任においてフンは必ず持ち帰り処理をしましょう。

また尿についても、水で流すなど配慮をお願いします。

犬のふん尿で、公共の場所や他人の敷地などを汚すことは絶対にやめてください。

問役場住民課生活環境係☎（574）2213



税金

家屋異動調査を行います

家屋異動の調査を実施しますので、該当される方は直接お電話でご連絡、または役場窓口までお越しください。

新築・増改築家屋令和7年1月2日から現在までに、新築または増改築をした建物および現在建築中または建築予定で令和8年1月1日までに完成見込みの建物。

滅失家屋令和7年1月2日から現在までに、取り壊した建物または令和8年1月1日までに取り壊す予定の建物。

所有者が変更した家屋▽売買、相続、贈与などで所有者が変更した建物。

問役場施設課土木地籍係☎（574）2215

問役場施設課土木地籍係☎（574）2215

問役場施設課土木地籍係☎（574）2215

問役場施設課土木地籍係☎（574）2215

問役場施設課土木地籍係☎（574）2215

問役場施設課土木地籍係☎（574）2215

広報とよころ

役場だより
▽生活・環境▽税金▽その他



【見方①】

日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 〃=費用 申=申込み 問=問合せ

役場だより
Oct-2025

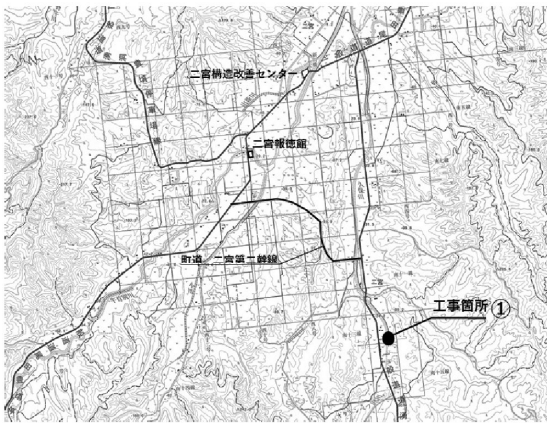
30

【見方②】

☎=電話 F=ファックス ✉=Eメール HP=ホームページ

役場だより
Oct-2025

31



工事のお知らせ

①町道久保13線太田橋は、橋梁補修工事のため、次の期間、片側交互通行となります。

所二宮

期間▽令和8年3月13日（金）まで

時間▽終日



その他

家屋の種類▽住宅、店舗、事務所、車庫、物置、畜舎、倉庫等すべての建物。

その他該当家屋の評価に係る実地調査の日程については、後日個別に連絡します。

問役場住民課資産税係☎（574）2213